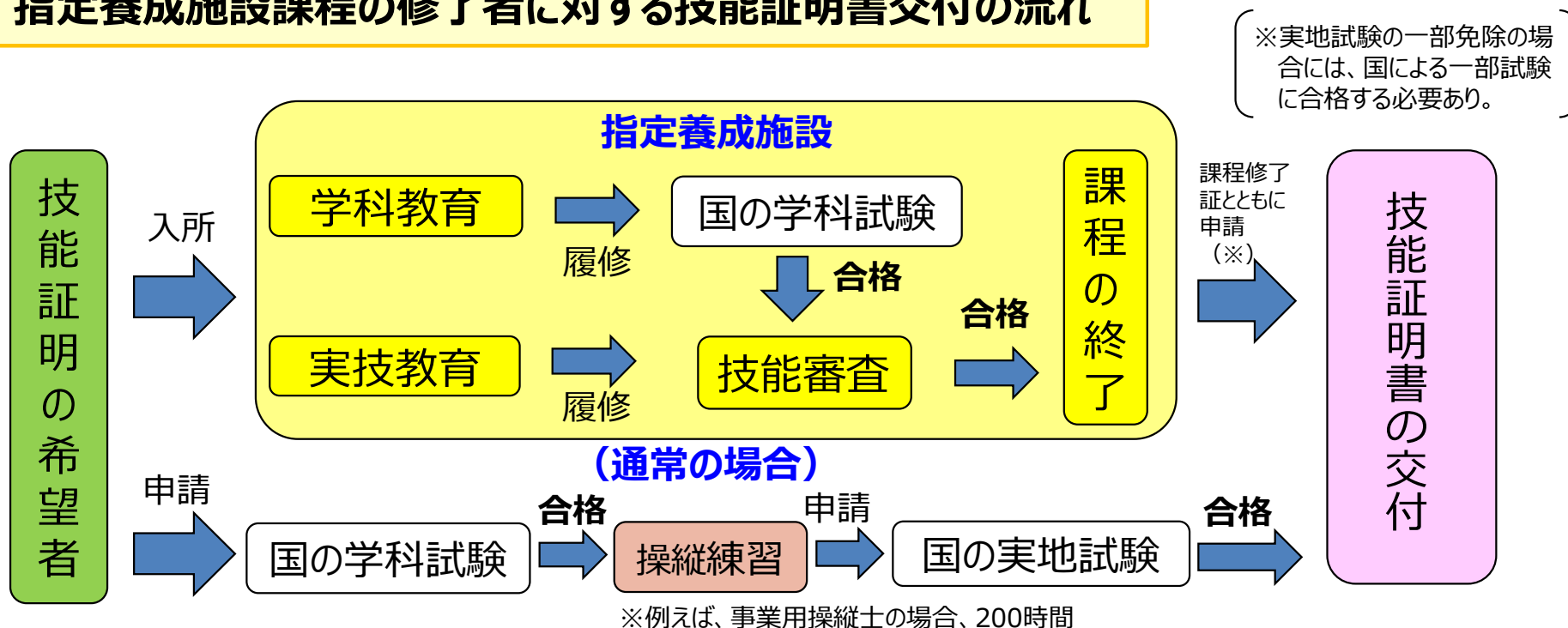


指定航空従事者養成施設について

1. 指定航空従事者養成施設制度の概要

- 指定航空従事者養成施設（以下「指定養成施設」という。）とは、航空法施行規則に定められた技術基準に適合し、国土交通大臣から指定を受けた操縦士等の養成施設であり、その課程を修了した者に対しては、国による実地試験の全部又は一部を行わないことができるとされています。

指定養成施設課程の修了者に対する技能証明書交付の流れ



○ 航空従事者の養成施設の指定を受けようとする者は、「航空従事者養成施設指定申請書」（航空法施行規則第19号の4様式）を、教育規程及び教育実績を記載した書類を添付の上、国土交通大臣に提出し、審査を受けなければなりません。

（航空法施行規則第50条の3）

教育規程に記載する事項

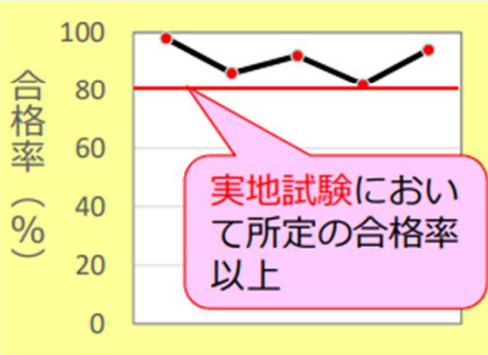
- 一 当該養成施設の管理者の氏名及び経歴
- 二 航空法（以下「法」という。）第25条第1項、第2項及び第3項の限定、法第29条の2第1項の変更に係る限定、法第33条第1項の航空英語能力証明、法第34条第1項の計器飛行証明、同条第2項の操縦教育証明又は別表第三の一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士、二等航空運航整備士及び航空工場整備士の資格についての技能証明に係る整備の基本技術の科目の別ごとに定める課程
- 三 学科教官の氏名、経歴及び航空従事者としての資格
- 四 実技教官の氏名、経歴及び航空従事者としての資格
- 五 技能審査員※の氏名、経歴及び航空従事者としての資格
- 六 教育施設の概要
- 七 教育の内容及び方法
- 八 技能審査の方法
- 九 その他航空従事者の養成施設の指定の基準に適合するものであることを証するに足りる事項

※「技能審査員」とは、当該養成施設の課程に係る学科又は実技についての技能審査に従事する者

主な指定の基準

教育実績

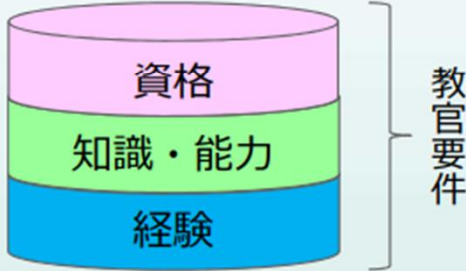
学科教育及び実技教育が所定の水準に達していること



試験回数	合格率 (%)
1	95
2	85
3	90
4	82
5	95

教官の配置

所定の要件を備えた学科教官及び実技教官を配置すること



教官要件

教育の内容及び方法

所定の科目の学科教育及び実技教育を所定の時間以上行うこと

航空法規	〇〇時間
航空工学	〇〇時間
...	...

※これらのほか、「設置者」、「管理者」、「技能審査員」、「教育施設」、「養成施設の適確な運営のための制度」が指定の基準として航空法施行規則第50条の4に定められております（次ページ以降に抜粋を掲載しております）。
また、詳細については「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」をご参照ください。

※以下は航空法施行規則第50条の4より抜粋。

詳細については「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」をご参照ください

指定基準	要件
設置者	<ul style="list-style-type: none"> イ 過去二年以内に指定航空従事者養成施設の修了証明書の発行、法第29条第1項（法第29条の2第2項、法第33条第3項又は法第34条第3項において準用する場合を含む。）の試験若しくは法第71条の3第1項の審査に関し不正な行為を行った者又は法に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない者（以下「欠格者」という。）でないこと。 □ 当該養成施設を適正、かつ確実に運営できると認められる者であること。 ハ 航空従事者の養成について相当の実績を有する者であること。 ニ 設置者が法人である場合には、当該法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が欠格者でないこと。
管理者	<ul style="list-style-type: none"> イ 25歳以上の者であること。 □ 欠格者でないこと。 ハ 当該養成施設の運営を適正に管理できると認められる者であること。 ニ 航空従事者の養成について必要な知識及び経験を有する者であること。

※以下は航空法施行規則第50条の4より抜粋。

詳細については「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」をご参照ください

指定基準	要件
学科教官 (必要数以上)	イ 21歳以上の者であること。 □ 当該養成施設の課程に対応する技能証明、航空英語能力証明、計器飛行証明若しくは操縦教育証明を有する者又は当該養成施設の課程に係る学科に関する十分な知識及び能力を有し、当該学科に関する相当の実務の経験を有する者であること。 ハ 当該養成施設の課程に係る学科の教育を行うに十分な知識及び能力を有する者であって、教官として必要な教育を受けている者であること。
実技教官 (必要数以上)	イ 21歳以上の者であること。 □ 当該養成施設の課程に係る実技の教育に必要な技能証明、航空英語能力証明、計器飛行証明若しくは操縦教育証明（これに相当する国際民間航空条約の締約国たる外国政府の行った航空業務の技能に係る証明を含む。）を有する者又はこれと同等以上の経歴、知識及び能力を有する者であること。 ハ 当該養成施設の課程に係る実技の教育を行うに十分な知識及び能力を有する者であって、教官として必要な教育を受けている者であること。

3 - 4 . 航空従事者の養成施設の指定の基準

※以下は航空法施行規則第50条の4より抜粋。

詳細については「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」をご参照ください

指定基準	要件
技能審査員 (必要数以上) ※国土交通大臣が認定した者	イ 25歳以上の者であること。 ロ 欠格者でないこと。 ハ 当該養成施設の課程のうち、技能証明、計器飛行証明又は操縦教育証明についての課程に係る技能審査を行う場合にあつては、当該技能審査に必要な技能証明、計器飛行証明又は操縦教育証明を有する者であること。 ニ 当該養成施設の課程に係る技能審査に関する能力を有する者であること。
教育施設	イ 学科の教育を行うために必要な建物その他の施設を有するものであること。 ロ 実技の教育を行うために必要な航空機その他の機材及び設備を有するものであること。
教育の内容及び方法	イ 学科教育及び実技教育の科目、これらの科目ごとの教育時間その他の教育の内容及び方法が適切なものであること。 ロ 准定期運送用操縦士の資格についての技能証明に係る課程にあつては、当該課程に係る訓練生の技能の習得状況について段階的に評価を行い、その結果に応じて、イの科目ごとの教育時間数を超えて追加の教育を行うものであること。
適確な運営制度	イ 学科教官、実技教官及び技能審査員に係る管理に関する制度が定められていること。 ロ 技能審査の結果についての評価に関する制度が定められていること。 ハ 教育施設の維持管理に関する制度が定められていること。 ニ 教育実績の記録に関する制度が定められていること。 ホ 当該養成施設の監査に関する制度が定められていること。

4-1. 指定航空従事者養成施設一覧 (操縦士課程)

○ 令和6年1月現在の指定養成施設は次のとおり（官公庁を除く）です。

養成施設名	定期 運送用操縦士 (限定変更含む)	事業用操縦士 (限定変更含む)	准定期 運送用操縦士 (限定変更含む)	自家用操縦士	計器飛行証明	等級限定変更
全日本空輸株式会社 フライトオペレーションセンター	○		○			
日本航空株式会社 運航本部運航訓練部	○		○			
株式会社ジェイエア 運航乗員訓練部		○			○	
panda・Flight・Academy株式会社		○				
本田航空株式会社 フライト・トレーニング・センター		○			○	○
学校法人ヒラタ学園 航空事業本部					○	
岡山航空株式会社 岡山航空飛行訓練センター					○	○
学校法人東海大学 東海大学飛行訓練センター		○			○	
学校法人法政大学 法政大学飛行訓練センター		○		○	○	○
公益社団法人日本滑空協会				○(滑空機)		
公益財団法人日本学生航空連盟				○(滑空機)		

※事業用操縦士の限定変更には等級限定変更は含まない

4 - 2 . 指定航空従事者養成施設一覧 (整備士課程)

○ 令和6年1月現在の指定養成施設は次のとおり（官公庁を除く）です。

養成施設名	養成課程（飛行機／回転翼）			
	一等航空整備士 （限定変更含む）	二等航空整備士 （限定変更含む）	一等航空運航整備士 （限定変更含む）	二等航空運航整備士 （限定変更含む）
株式会社 J A L エンジニアリング 人財開発部	○（飛行機）		○（飛行機）	
全日本空輸株式会社 整備センター教育訓練部	○（飛行機）		○（飛行機）	
学校法人神野学園 中日本航空専門学校		○（飛行機・回転翼）		○（飛行機）
学校法人浅野学園 国際航空専門学校		○（飛行機・回転翼）		○（飛行機）
学校法人日本航空学園 日本航空大学校北海道		○（飛行機）		○（飛行機）
学校法人日本コンピュータ学園 東日本航空専門学校				○（飛行機）
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 千葉支部関東職業能力開発大学校附属 葉職業能力開発短期大学校				○（飛行機）
学校法人日本航空学園 （専）日本航空大学校 石川			○（飛行機）	○（回転翼）
学校法人君が淵学園 崇城大学		○（飛行機）		
学校法人ヒラタ学園 大阪航空専門学校				○（飛行機）
学校法人朝日学園 成田国際航空専門学				○（飛行機）